

## 旧一関事業所跡地における土壤汚染対策法による区域指定の一部解除について

弊社一関事業所跡地の敷地の一部について、土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の区域指定を受けておりましたが、下記の通り一部について区域指定が解除されましたので、お知らせします。

### 1. 区域指定の一部解除の状況

形質変更時要届出区域の区域指定を受けていた区画 (3,900 m<sup>2</sup>) のうち、このほど第二種特定有害物質 (カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物) に対する浄化工事が完了した区画 (3,200 m<sup>2</sup>) の、地下水のモニタリングが必要な区画を除いた区画 (3,100 m<sup>2</sup>) について、岩手県により受けていた区域指定が解除されました。(岩手県告示 555 号)

- ・ 指定解除地 : NEC プラットフォームズ株式会社一関事業所跡地 (岩手県一関市柄貝 2 番 1 ・ 他)
- ・ 指定区分 : 形質変更時要届出区域
- ・ 指定解除日 : 令和 5 年 12 月 8 日
- ・ 指定が解除された面積 : 3,100 m<sup>2</sup>

### 2. 一部指定解除後の区域指定状況

一部の区域指定解除により、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定は次の通りとなりました。

- ・ 指定区分 : 形質変更時要届出区域
- ・ 指定面積 : 800 m<sup>2</sup>
- ・ 溶出量基準を超過した特定有害物質の種類 : トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン  
クロロエチレン、ふっ素及びその化合物

残る区域指定された区画については、土壤汚染対策法および「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 3.1 版) / 令和 4 年 8 月 / 環境省」に基づくとともに、その他関係法令・条例等を遵守して浄化対策を継続いたします。

### 3. スケジュール (予定)

土壤汚染浄化	:	(継続)	~2024 年 6 月
地下水モニタリング	:	2024 年 6 月	~2026 年 6 月
外構解体工事	:	2025 年 12 月	~2026 年 6 月

以上

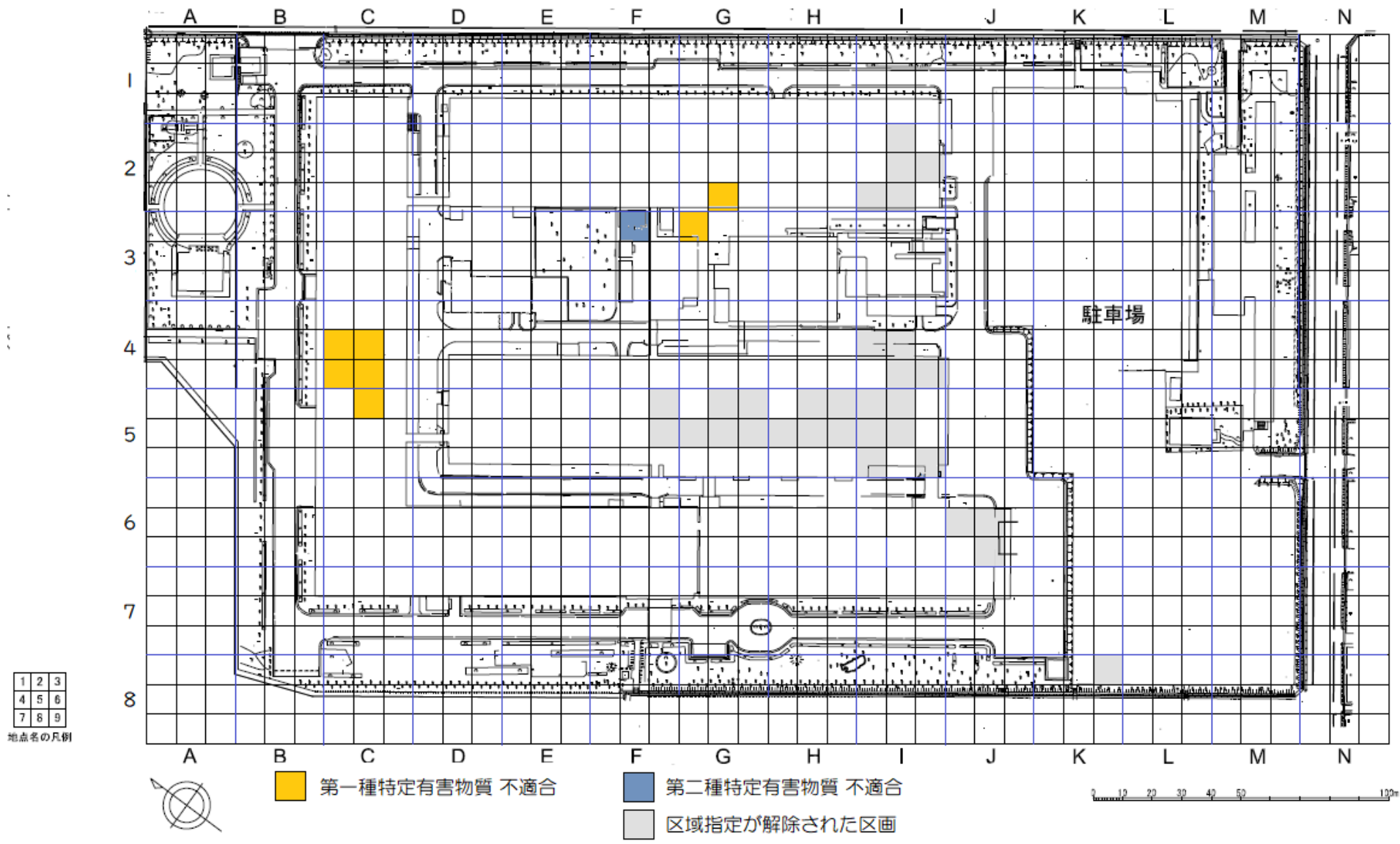


図1. 旧一関事業所の建物配置と土壤汚染不適合区画（区域指定の一部解除後）